

審議案件 1

令和 5 年度事業報告について

1 協議会開催内容

項 目	期日・場所	内 容
第 1 回協議会	6 月 19 日(月) つくば市役所	〔審議案件〕 (1) 令和 4 年度事業報告について (2) 令和 4 年度歳入歳出決算について (3) つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正(案)について (4) 令和 5 年度事業計画(案)について (5) 令和 5 年度歳入歳出予算(案)について (6) つくバスの令和 5 年 10 月改正について (7) つくばね号の令和 5 年 10 月改正について (8) つくばね号の令和 6 年度フィーダー系統補助に係る事業計画申請について (9) つくタクの改善策について (10) 路線バス運行実証実験事業(石下・土浦線の路線変更)の評価について (11) まつりつくば 2023 開催におけるつくバス 1 日乗車券の割引販売について (12) 新高校生等に対するリーフレット配布(令和 5 年度中学 3 年生)計画について (13) つくタク予備車両の併用登録について (14) 茨城 DC について 〔報告案件〕 (1) 令和 4 年度つくバス、つくタク、つくばね号及び各種実証実験の利用実績 (2) つくバス停留所の見直し対象について (3) 視覚障害者移動支援実証実験事業について (4) バス運転士の改善基準告示について (5) 公共交通利用促進活動について

第2回協議会	11月7日(火) つくば市役所	[報告案件] (1) つくバスの令和6年4月改正について（中間報告） (2) 令和5年度公共交通政策点検・評価業務について（中間報告） (3) つくタク車両を活用したA I オンデマンドシステムの実証実験事業について (4) 視覚障害者移動支援実証実験結果について (5) 令和5年度4月～8月利用実績について（つくバス・つくタク・つくばね号・路線バス実証実験） (6) 新高校生（令和5年度入学生）へのバスお試し乗車券配布結果について (7) 令和4年度広域連携バス利用実績について (8) 公共交通利用促進活動について (9) つくタクの改善策について
第3回協議会	1月18日(木) つくば市役所	[審議案件] (1) つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）について (2) つくバスの令和6年4月改正について (3) 令和5年度公共交通政策点検・評価業務について（最終報告） (4) つくばね号の地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）に係る事業評価について [報告案件] (1) つくバスの見直し対象バス停留所の利用実績について (2) つくタク車両を活用したA I オンデマンドシステムの実証実験事業について（中間報告） (3) つくばね号のフリー乗降について (4) 第2期地域公共交通計画策定に係る国庫補助金の活用について (5) 新高校生等（令和5年度中学3年生）へのバスお試し乗車券配布結果について
運賃分科会	2月5日(月) 書面協議	(1) 令和6年4月から新設するつくバス停留所等について

2 主な協議事項（概要）

(1) つくバスのダイヤ改正について

- ・内 容：つくバスの時刻表改正やバス停留所の新設などについて審議し、以下について承認を得た。

① 令和5年10月1日施行（協議回：第1回、第2回）

- ・小田シャトル「田土部」停留所、谷田部シャトル「鬼ヶ窪南」停留所の新設及び小田シャトル「下大島」の移設
- ・作岡シャトル、南部シャトルのダイヤの一部見直し

② 令和6年4月1日施行（協議回：第3回）

- ・令和6年4月1日からバス運転士の改善基準告示が改正されることや、バス運転士不足を踏まえ、令和6年4月から全シャトルのダイヤを大幅改正
- ・これまで平日と休日（土日祝日）は同じダイヤで運行していたが、新たに休日用の時刻表を作成
- ・北部シャトル「一ノ矢交差点」停留所、南部シャトル「高崎中学校」停留所、自由ヶ丘シャトル「羽成児童公園」停留所及び自由ヶ丘シャトル「荃崎高校北」停留所の新設

(2) 令和5年度公共交通政策点検・評価業務について（協議回：第2回、第3回）

- ・内 容：つくば市地域公共交通計画（令和3年3月策定）に関し、評価指標の達成状況（令和5年度分）を点検・評価結果を報告するとともに、フィーダー補助の記載追記による改正について審議し、承認を得た。

また、交通計画の目標を達成させるために定めた施策の1つである「デマンド交通の効率性や利便性向上に向けた抜本的な見直し」について、令和5年度に整理した改善の方向性を踏まえ、令和7年度からのつくタクへのAIオンデマンドシステムの導入に向け、次期つくタクの「運用スキーム」や「次期つくタクに最適なAIオンデマンドシステムの機能要件」を審議し、承認を得た。

(3) つくばね号の地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）に係る事業評価について（協議回：第3回）

- ・内 容：つくばね号の令和5年度地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）に係る事業評価（1次）について審議し、承認を得た。

(4) 新高校生等に対するリーフレットの配布計画について（協議回：第1回）

- ・内 容：中学3年生（受験生）の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図るため、公共交通のメリットや重要性を紹介するリーフレット及び「バスお試し乗車券」を配布することについて審議し、承認を得た。

〔主な内容〕

対 象 者：茨城県内の中学校、附属中学校、中等教育学校（3年生）、特別支援学校（中等部）に在籍する令和5年度第3学年生徒

協議運賃：「バスお試し乗車券」使用時に運賃を100円とする

有効期間：令和5年7月21日（金）～令和5年8月31日（木）

対象路線：つくバス全路線（このほか県内の民間バス路線等も対象）

このほか、報告案件としてつくバス、つくタク、つくばね号、路線バス実証実験及び広域連携バスの利用実績、つくタク車両を活用したA I オンデマンドシステムの実証実験、視覚障害者移動支援実証実験、つくばね号のフリー乗降、第2期地域公共交通計画策定に係る国庫補助金の活用などについて報告を行った。

令和5年度歳入歳出決算について

(歳入)			(単位：円)			
款	項	目	予算額	決算額	比較	備 考
1	負担金		918,000	918,000	0	
	1	負担金	918,000	918,000	0	
		1 負担金	918,000	918,000	0	つくば市負担金
2	補助金		0	0	0	
	1	補助金	0	0	0	
		1 補助金	0	0	0	
3	繰越金		0	0	0	
	1	繰越金	0	0	0	
		1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入		1,000	4	△ 996	
	1	諸収入	1,000	4	△ 996	
		1 雑入	1,000	4	△ 996	預金利息
歳 入 合 計			919,000	918,004	△ 996	

(歳出)			(単位：円)			
款	項	目	予算額	決算額	比較	備 考
1	運営費		55,000	200,724	△ 145,724	
	1	会議費	18,000	6,075	11,925	
		1 会議費	18,000	6,075	11,925	会議時飲料代等
	2	事務費	37,000	194,649	△ 157,649	・Zoom Pro1年ライセンス更新費、事務用品等
		1 事務費	37,000	194,649	△ 157,649	・プロジェクター購入費
2	事業費		863,000	507,720	355,280	
	1	事業費	863,000	507,720	355,280	
		1 事業費	863,000	507,720	355,280	委員報酬及び源泉徴収税
3	予備費		1,000	0	1,000	
	1	予備費	1,000	0	1,000	
		1 予備費	1,000	0	1,000	
歳 出 合 計			919,000	708,444	210,556	

歳入総額

918,004 円

歳出総額

708,444 円

歳入歳出差引額

209,560 円（つくば市に戻入）

監 査 報 告

令和5年度つくば市公共交通活性化協議会の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類に基づき会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されたことを認めます。

つくば市公共交通活性化協議会

令和6年(2024年)5月9日

監事 一般財団法人 つくば都市交通センター

大 原 治



令和6年(2024年)5月9日

監事 社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

長 卓 良



令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

つくば市公共交通活性化協議会
茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
会長 岡本 直久

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月7日

(名称)つくば市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

つくば市の交通は、市内外の広域移動を担うつくばエクスプレスや地域間を運行する路線バスとコミュニティバス（つくバス）が幹線の役割を果たし、デマンド型の乗合タクシー（つくタク）が支線として地域内における移動手段として、それぞれ、通勤・通学・通院・買い物等の住民生活において、重要な役割を果たしている。

このような中、市北部に位置する筑波地区は、市内でも高齢化率が高く、今後、免許返納などにより、益々公共交通の需要が見込まれる一方、現在、運行しているデマンド型乗合タクシー（つくタク）では、地区に合った移動ニーズには対応できておらず、また、費用対効果の課題も生じている。

このため、新たな移動手段として、定時定路線の地域内交通の有効性を検証する目的で、平成31年4月から令和4年3月までの3年間、全4コースの筑波地区支線型バス実証実験運行を行った。実証実験運行の結果から第1、2及び4コースについては終了とし、一定の利用が見られた第3コースについて、地域の声を踏まえたコース変更などを行い、令和4年10月1日からつくばね号（愛称）として本格運行を開始した。

筑波地区支線型バス（つくばね号）を利用することにより、交通結節点である「筑波山口」において、つくば市のコミュニティバス（つくバス）や隣接市のコミュニティバス、さらには国庫補助対象地域間幹線系統である関東鉄道（株）の路線バス（筑波山口～土浦駅線）に乗り継ぐことが可能となる。つくば駅や土浦駅への移動により、鉄道や各バス路線に乗り換えることで、広域的な移動をシームレスに行うことが可能となる。

このようなことから、令和4年10月1日から運行を開始した筑波地区支線型バス（つくばね号）については、持続的な生活交通手段となるべく、地域公共交通確保維持事業を活用し、存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

1 便当たり乗車人数を1名とする。（つくば市地域公共交通計画のP90 参照）
（令和5年度実績 1.05 名）

(2) 事業の効果

筑波地区支線型バス（つくばね号）を維持することにより、筑波地区の住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、路線バスなど幹線交通に接続することによって、住民の移動の幅が広がり、特に高齢者の買い物・通院が容易になるなど、外出促進及び地域の活性化に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市、事業者及び住民が定期的に会議を開催し、利用状況や移動需要を踏まえた利用促進策や運行内容の検討を実施する。また、必要に応じて随時見直しを行い、地域の需要に合わせた運行を目指す。（つくば市、運行事業者、利用者）
（つくば市地域公共交通計画のP104 参照）
- ・筑波地区支線型バス（つくばね号）のコースやバス停留所位置などの情報を市民に分かりやすく伝えるマップなどを作成する。（つくば市）
（つくば市地域公共交通計画のP113 参照）
- ・沿線住民等へのモビリティ・マネジメントを実施する。（つくば市、運行事業者）
（つくば市地域公共交通計画のP114 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
別添の表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
つくば市 (運行経費から運行収入(税抜)及び国庫補助金額を差し引いた額を負担する。)
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 利用状況を事業者からつくば市公共交通活性化協議会の事務局である市に報告(毎月) ・ 集計した利用状況をつくば市公共交通活性化協議会で報告(年3回程度)
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表 5 のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和４年６月２８日（令和４年度第１回） 事業の実施計画について合意を得られた。 令和５年度生活交通確保維持改善計画について合意を得られた ・ 令和４年１１月１７日（令和４年度第２回） 利用実績の速報値（運行開始１か月間）、運行開始式（１０月１日実施）を報告した。 ・ 令和５年２月２０日（令和４年度第３回） 令和４年度第３四半期の利用実績を報告した。 ・ 令和５年６月１９日（令和５年度第１回） 令和５年１０月改正（ダイヤ改正や部分運休の見直しなど）について合意を得られた。 令和６年度生活交通確保維持改善計画について合意を得られた。 ・ 令和５年１１月７日（令和５年度第２回） 令和５年度４月～８月の利用実績を報告した。 ・ 令和６年１月１８日（令和５年度第３回） 令和５年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について審議した。 令和６年４月改正（一部区間のフリー乗降の導入）について報告した。 ・ 令和６年６月７日（令和６年度書面協議） 令和７年度生活交通確保維持改善計画について審議した。

19. 利用者等の意見の反映状況

令和4年10月1日の運行開始に当たり、運行コース沿線の区長及び民生委員と計6回の意見交換会を実施し、運行コースやバス停留所の位置などについて、地元住民の意見を反映した。

また、運行開始後も意見交換を計4回実施しており、直近の意見交換（5月29日実施）では、昨年11月、路線沿線に「筑波山ゲートパーク」が開所したことから、施設の利用促進及び地元商店街活性化のため、バス停留所の名称を「筑波山ゲートパーク入口」に変更することについて協議し、合意を得た。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

（所 属）都市計画部総合交通政策課

（氏 名）宮本

（電 話）029-883-1111（内線 3414）

（e-mail）ubn012@city.tsukuba.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

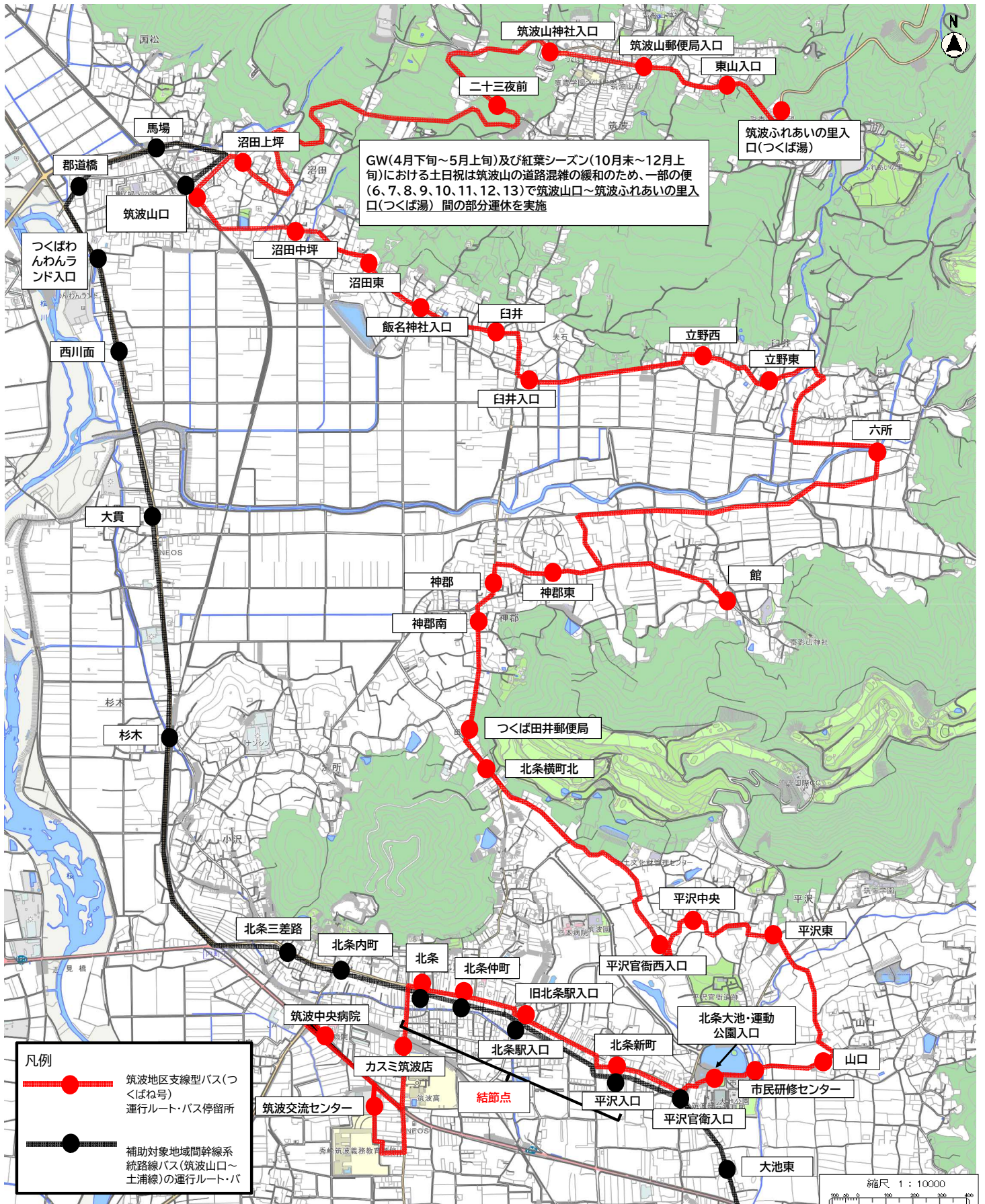
令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
つくば市	新栄タクシー(有)	(1) 筑波地区支線型バス	筑波ふれあいの里入口 (つくば湯)	筑波交流センター	筑波中央病院	往 17.5km 復 17.7km	359日	1,214回			路線定期運行	①	筑波山口駅で補助対象地域間幹線系統である関東鉄道(株)の路線バス(筑波山口～土浦線)と接続	③
	新栄タクシー(有)	(2) 筑波地区支線型バス ※部分運休運行	筑波山口	筑波交流センター	筑波中央病院	往 13.5km 復 13.7km	20日	80回			路線定期運行	①	筑波山口駅で補助対象地域間幹線系統路線バス(筑波山口～土浦線)と接続	③
	新栄タクシー(有)	(3) 筑波地区支線型バス ※17便	筑波ふれあいの里入口 (つくば湯)	筑波山神社入口	筑波山口	往 4.0km	275日	137.5回			路線定期運行	①	筑波山口駅で補助対象地域間幹線系統路線バス(筑波山口～土浦線)と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

路線図

表1(別表1)



運行ダイヤ

部分運休便

表1(別表2)

上り(筑波中央病院行)

下り(筑波ふれあいの里
入口(つくば湯)行)

No	停留所名	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便	15便	17便
34	筑波ふれあいの里 入口(つくば湯)	7:50	9:20	10:30	11:38	13:15	14:25	15:25	17:12	17:40
33	東山入口	7:50	9:20	10:30	11:38	13:15	14:25	15:25	17:12	17:40
32	筑波山郵便局入口	7:51	9:21	10:31	11:39	13:16	14:26	15:26	17:13	17:41
31	筑波山神社入口	7:52	9:22	10:32	11:40	13:17	14:27	15:27	17:14	17:42
30	二十三夜前	7:54	9:24	10:34	11:42	13:19	14:29	15:29	17:16	17:44
29	沼田上坪	7:57	9:27	10:37	11:45	13:22	14:32	15:32	17:19	17:47
28	筑波山口	8:00	9:30	10:40	11:48	13:25	14:35	15:35	17:22	17:50
27	沼田中坪	8:01	9:31	10:41	11:49	13:26	14:36	15:36	17:23	
26	沼田東	8:02	9:32	10:42	11:50	13:27	14:37	15:37	17:24	
25	飯名神社入口	8:02	9:32	10:42	11:50	13:27	14:37	15:37	17:24	
24	臼井	8:03	9:33	10:43	11:51	13:28	14:38	15:38	17:25	
23	臼井入口	8:04	9:34	10:44	11:52	13:29	14:39	15:39	17:26	
22	立野西	8:05	9:35	10:45	11:53	13:30	14:40	15:40	17:27	
21	立野東	8:06	9:36	10:46	11:54	13:31	14:41	15:41	17:28	
20	六所	8:08	9:38	10:48	11:56	13:33	14:43	15:43	17:30	
19	館	8:13	9:43	10:53	12:01	13:38	14:48	15:48	17:35	
18	神郡東	8:14	9:44	10:54	12:02	13:39	14:49	15:49	17:36	
17	神郡	8:15	9:45	10:55	12:03	13:40	14:50	15:50	17:37	
16	神郡南	8:16	9:46	10:56	12:04	13:41	14:51	15:51	17:38	
15	つくば田井郵便局	8:17	9:47	10:57	12:05	13:42	14:52	15:52	17:39	
14	北条横町北	8:17	9:47	10:57	12:05	13:42	14:52	15:52	17:39	
13	平沢官衙西入口	8:19	9:49	10:59	12:07	13:44	14:54	15:54	17:41	
12	平沢中央	8:20	9:50	11:00	12:08	13:45	14:55	15:55	17:42	
11	平沢東	8:21	9:51	11:01	12:09	13:46	14:56	15:56	17:43	
10	山口	8:23	9:53	11:03	12:11	13:48	14:58	15:58	17:45	
9	市民研修センター	8:23	9:53	11:03	12:11	13:48	14:58	15:58	17:45	
8	北条大池・運動公園	8:24	9:54	11:04	12:12	13:49	14:59	15:59	17:46	
7	北条新町	8:25	9:55	11:05	12:13	13:50	15:00	16:00	17:47	
6	旧北条駅入口	8:26	9:56	11:06	12:14	13:51	15:01	16:01	17:48	
5	北条仲町	8:26	9:56	11:06	12:14	13:51	15:01	16:01	17:48	
4	北条	8:27	9:57	11:07	12:15	13:52	15:02	16:02	17:49	
3	カスミ筑波店	8:28	9:58	11:08	12:16	13:53	15:03	16:03	17:50	
2	筑波交流センター	8:30	10:00	11:10	12:18	13:55	15:05	16:05	17:52	
1	筑波中央病院	8:36	10:06	11:16	12:24	14:01	15:11	16:11	17:58	

No	停留所名	2便	4便	6便	8便	10便	12便	14便	16便
1	筑波中央病院	7:47	8:53	10:32	11:47	12:49	14:20	15:33	16:42
2	筑波交流センター	7:50	8:56	10:35	11:50	12:52	14:23	15:36	16:45
3	カスミ筑波店	7:52	8:58	10:37	11:52	12:54	14:25	15:38	16:47
4	北条	7:53	8:59	10:38	11:53	12:55	14:26	15:39	16:48
5	北条仲町	7:54	9:00	10:39	11:54	12:56	14:27	15:40	16:49
6	旧北条駅入口	7:54	9:00	10:39	11:54	12:56	14:27	15:40	16:49
7	北条新町	7:55	9:01	10:40	11:55	12:57	14:28	15:41	16:50
8	北条大池・運動公園	7:56	9:02	10:41	11:56	12:58	14:29	15:42	16:51
9	市民研修センター	7:56	9:02	10:41	11:56	12:58	14:29	15:42	16:51
10	山口	7:57	9:03	10:42	11:57	12:59	14:30	15:43	16:52
11	平沢東	7:59	9:05	10:44	11:59	13:01	14:32	15:45	16:54
12	平沢中央	8:00	9:06	10:45	12:00	13:02	14:33	15:46	16:55
13	平沢官衙西入口	8:00	9:06	10:45	12:00	13:02	14:33	15:46	16:55
14	北条横町北	8:02	9:08	10:47	12:02	13:04	14:35	15:48	16:57
15	つくば田井郵便局	8:03	9:09	10:48	12:03	13:05	14:36	15:49	16:58
16	神郡南	8:04	9:10	10:49	12:04	13:06	14:37	15:50	16:59
17	神郡	8:04	9:10	10:49	12:04	13:06	14:37	15:50	16:59
18	神郡東	8:05	9:11	10:50	12:05	13:07	14:38	15:51	17:00
19	館	8:07	9:13	10:52	12:07	13:09	14:40	15:53	17:02
20	六所	8:11	9:17	10:56	12:11	13:13	14:44	15:57	17:06
21	立野東	8:14	9:20	10:59	12:14	13:16	14:47	16:00	17:09
22	立野西	8:14	9:20	10:59	12:14	13:16	14:47	16:00	17:09
23	臼井入口	8:16	9:22	11:01	12:16	13:18	14:49	16:02	17:11
24	臼井	8:16	9:22	11:01	12:16	13:18	14:49	16:02	17:11
25	飯名神社入口	8:17	9:23	11:02	12:17	13:19	14:50	16:03	17:12
26	沼田東	8:18	9:24	11:03	12:18	13:20	14:51	16:04	17:13
27	沼田中坪	8:19	9:25	11:04	12:19	13:21	14:52	16:05	17:14
28	筑波山口	8:25	9:31	11:10	12:25	13:27	14:58	16:11	17:20
29	沼田上坪	8:26	9:32	11:11	12:26	13:28	14:59	16:12	17:21
30	二十三夜前	8:30	9:36	11:15	12:30	13:32	15:03	16:16	17:25
31	筑波山神社入口	8:31	9:37	11:16	12:31	13:33	15:04	16:17	17:26
32	筑波山郵便局入口	8:32	9:38	11:17	12:32	13:34	15:05	16:18	17:27
33	東山入口	8:33	9:39	11:18	12:33	13:35	15:06	16:19	17:28
34	筑波ふれあいの里 入口(つくば湯)	8:34	9:40	11:19	12:34	13:36	15:07	16:20	17:29

※17便は3月1日から11月30日までの間のみ運行

※紅葉シーズン(令和6年10月26日(土)～令和6年12月1日(日))及びGW期間中(令和7年4月26日(土)～令和7年5月6日(祝))の土日祝は6便～13便で部分運休を実施

表1(別表3)

土日祝

運休日

部分運休運行日（6、7、8、9、10、11、12、13便は部分運休）

																															365	243	116	20	6	275		
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	31	22	9	2	0	31	
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		30	20	10	10	0	30	
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	31	20	8	1	3	0	
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	31	19	9	0	3	0	
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金					28	18	10	0	0	0
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	31	20	11	0	0	31	
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		30	21	9	3	0	30	
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	31	20	11	4	0	31	
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		30	21	9	0	0	30	
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	31	22	9	0	0	31	
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	31	20	11	0	0	31	
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	平日	土日祝	部分連休日	連休日	17便運行日	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		30	20	10	0	0	30	

※3月1日から11月30日までの間は17便（1便増便）を運行

(1) 筑波地区支線型バス

計画運行日数359日：平日243日、土日祝日116日（うち部分運休日20日）

平日はつくたくと運行時刻が重複しない始発便及び最終便（1便、2便、15便）の1.5回/日

土日祝は1便～16便の8回/日

※ただし、6便～13便については、紅葉期間中の土日祝やGW期間中の土日祝20日を部分運行とするので、その分の運行回数（4回×20日＝80回）は（1）ではなく（2）に計上する。

【計画運行回数算出式】

$$\text{平日}243\text{日} \times 1.5\text{回} (1\text{便}、2\text{便}、15\text{便}) + \text{土日祝}116\text{日} \times 8\text{回} (1\text{便} \sim 16\text{便}) \\ - \text{紅葉期間中の土日祝やGW期間中の土日祝}20\text{日} \times 4\text{回} (6\text{便} \sim 13\text{便}) = 1,212.5$$

(2) 筑波地区支線型バス ※部分運休運行

計画運行日数20日：紅葉期間中の土日祝やGW期間中の土日祝

6便～13便の4回/日

【計画運行回数算出式】20日×4回=80回

(3) 筑波地区支線型バス ※17便(3月~11月のみ)

計画運行日数275日：3月1日から11月30日

17便のみであるので、0.5回/日

【計画運行回数算出式】 $275\text{日} \times 0.5\text{回} = 137.5\text{回}$

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	つくば市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	149,189
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
つくば市地域公共交通計画	令和3年3月26日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5（別表）人口集中地区以外の地区を示す地図



つくば市境界

人口集中地区

参考資料

つくば市地域公共交通計画の関連ページ

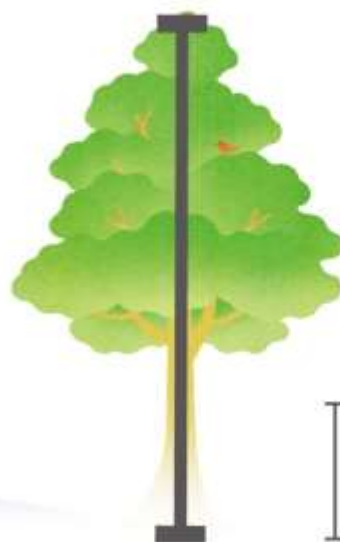


つくば市 地域公共交通計画

令和3年(2021年)3月

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から
令和7年度(2025年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

(5) つくばね号

つくばね号は、平成31年4月から令和4年3月まで実施した「筑波地区支線型バス実証実験」の結果等を踏まえ、本格運行を開始した筑波地区の支線型バスです。筑波地区内を走行する、ワゴン車サイズ（乗員8名）の定時定路線バスで、コースは実証実験で利用者の多かった第3コースを基本に、沿線の区長や民生委員との意見交換会を行った上で決定しました。

概ね8時から18時までの毎日運行（12月29日から1月3日を除く）で、運賃は200円均一（乗車時に先払い）となっています。



図 3-11 つくばね号路線図（2023 年）

5-2 地域公共交通ごとの役割・位置づけ

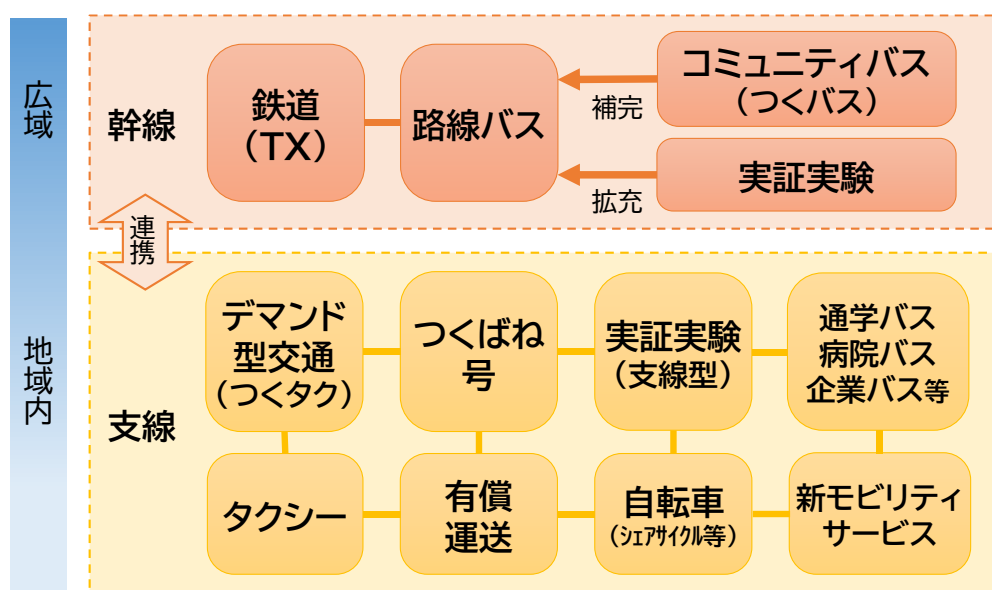
基本理念である「様々なデータや新技術で、人と人、まちとまちが“つながり”、未来へと“つながる”地域公共交通を目指して」を実現するため、「幹線＋支線」システムの考え方に基づく地域公共交通ごとの役割、位置づけを明確化します。

【幹線＋支線システムの考え方】

移動目的や需要に応じた適切な供給サービスを行うため、地域公共交通の役割分担（異なる地域公共交通機関間、路線や系統間での役割分担）を図り、一体のネットワークとして利便性の向上を図ります。

表 5-1 幹線と支線のそれぞれが担う役割

“幹線”が担う役割	“支線”が担う役割
・つくば市内外を結ぶ骨格的な交通機能 ・市内中心拠点等と近隣自治体の交通拠点等を結ぶ交通機能 ・市内中心拠点等と地域生活拠点等を結ぶ交通機能	（幹線サービスのみでは担えない地域の） ・地域内の日常生活に必要な交通機能 ・地域生活拠点等と集落地域等を結ぶ交通機能



※「幹線」と「支線」の各交通手段は、各自の役割（交通機能）を果たしつつ、ほかの交通手段とも相互に連携し、一体のネットワークとして利便性の向上を図ります。

図 5-1 つくば市地域公共交通計画における地域公共交通ごとの役割・位置づけ

※新モビリティサービス：

GSM（グリーン・スロー・モビリティ）や、超小型モビリティ（自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両）などの新たな交通手段。

各評価指標の現況値と目標値は以下のとおりです。

なお、各指標の具体の算定方法（条件）は、【参考資料3】にまとめています。

【目標1】 まちづくりと整合した、持続可能な地域公共交通サービス

【指標1-1】 市が実施する公共交通施策の年間利用者数

- ・ 基本的なモニタリング指標として、評価年の前年度の年間利用者数を指標とします。
 - ・ 目標値は、2020 年からの新型コロナウイルス感染症による利用者減少の状況を踏まえ、2019 年4月の公共交通改編前の 2018 年度実績値とします。つくばね号は、生活交通確保維持改善計画の目標値である 1.0 人/便とします。
- （実証実験バスに関しても期間中は、利用者数の増減を別途モニタリングする）

現況(2019年度)			目標(2024年度)	
つくバス	99.4 万人/年		つくバス	105.3 万人/年
つくタク	5.4 万人/年		つくタク	5.6 万人/年
			つくばね号	0.6 万人/年

※評価年の前年度の年間利用者数を指標とする（年度中に年間利用者数が確定しないため）

【指標1-2】 市が実施する公共交通施策の年間収支率

- ・ 施策の事業効率性の観点から、評価年の前年度の年間収支率（＝運賃収入／運行経費）を指標とします。
- ・ 目標値は、今年に入ってから新型コロナウイルス感染症による利用者減少の状況を踏まえ、2019 年4月の公共交通改編前の 2018 年度実績値とします。つくばね号は、生活交通確保維持改善計画の目標値である 1.0 人/便の場合の運賃収入とします。

現況(2019年度)			目標(2024年度)	
つくバス	38.9 %		つくバス	42.0 %
つくタク	6.6 %		つくタク	7.0 %
			つくばね号	3.1 %

※評価年の前年度の年間収支率を指標とする（年度中に運賃収入や運行経費が確定しないため）

【指標 1-3】市の公共交通への公的資金投入額(市負担額)

- ・持続可能な地域公共交通サービスの展開の観点から、評価年の前年度の公的資金投入額（＝運行経費－運賃収入）を指標とします。
- ・目標値は、今年に入ってから新型コロナウイルス感染症による利用者減少の状況を踏まえ、2019 年 4 月の公共交通改編前の 2018 年度実績値とします。つくばね号は、生活交通確保維持改善計画の目標値である 1.0 人/便の場合の市負担額とします。

現況(2019年度)		目標(2024年度)	
つくバス	3.11 億円/年	つくバス	2.90 億円/年
つくタク	1.48 億円/年	つくタク	1.40 億円/年
		つくばね号	0.30 億円/年

※評価年の前年度の公的資金投入額を指標とする（年度中に運行経費や運賃収入が確定しないため）

【指標 1-4】利用者 1 人 1 回当たりの公的資金投入額（市負担額）

- ・施策の事業効率性の観点から、評価年の前年度の利用者 1 人 1 回当たりの公的資金投入額（市負担額）（＝（運行経費－運賃収入）／利用者数）を指標とします。
- ・目標値は、今年に入ってから新型コロナウイルス感染症による利用者減少の状況を踏まえ、2019 年 4 月の公共交通改編前の 2018 年度実績値とします。つくばね号は、生活交通確保維持改善計画の目標値である 1.0 人/便の場合の市負担額とします。

現況(2019年度)		目標(2024年度)	
つくバス	312 円/人・回	つくバス	280 円/人・回
つくタク	2,753 円/人・回	つくタク	2,650 円/人・回
		つくばね号	4,908 円/人・回

※評価年の前年度の 1 人 1 回当たりの公的資金投入額を指標とする（年度中に運行経費等が確定しないため）

【指標 1-5】居住・都市機能誘導区域内のバス停カバー圏域人口

- ・まちづくりとの整合性の観点から、立地適正化計画の居住・都市機能誘導区域内のバス停カバー圏域人口を指標とします（居住・都市機能誘導区域外の地域に関しても、地域の多様な輸送資源と連携しながら、公共交通サービスを展開していきます）。
- ・指標は、毎年 10 月 1 日時点の住民基本台帳データによる町字別人口に対して、バス停 500m 圏内のカバー人口とします。
- ・目標値は、居住誘導区域内の人口比率の増加とバス停カバー状況の向上を想定し、46.0%とします。

現況(2020年度)	目標(2025年度)
43.5 %	46.0 %

※10/1 時点の人口に対するカバー率とする

施策 09 地域住民との連携

実施主体	つくば市（地域の区会と連携）
施策内容	各区長、または区会と市との意見交換の場を設け、地域の交通問題、課題を収集し、対策の検討、運行内容の見直しを図ります。 図 区会と市の連携イメージ

▼検討スケジュール

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度

施策18 総合交通案内の実施

実施主体	つくば市（各運行主体とも連携）
施策内容	- 自動車以外の交通手段の利用方法等を総合的に案内する HP の構築や冊子等の発行を行います。 - 使い方や時刻表など、現在、主体ごとになっている情報を一元的に提供することがポイントであり、施策 19 のモビリティ・マネジメントへつながることを想定して施策を検討します。 図 総合交通情報の提供イメージ

▼検討スケジュール

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度

施策19 モビリティ・マネジメント(MM)の実施

実施主体	つくば市（大学等とも連携）
施策内容	- 学校教育 MM（市内の学校を対象）、転入者 MM、地域住民 MM（出前講座等）などを実施します。 - 特に転入者 MM は、不動産会社や大学生協等に協力を依頼し、「転居先を探している人」に対して、住居地選択の段階からモビリティ・マネジメントを行うことなども検討します。 【例】エコ通学のススメ(出典:茨城県公共通活性化会議)  【例】モビリティ・マネジメント教育のすすめ(出典:交通エコロジー・モビリティ財団)  図 モビリティ・マネジメントグッズの例

▼検討スケジュール

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
実施				
検討				

5-8 地域公共交通確保維持事業に係る内容

(1) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

(要綱第 17 条 1 項 1 号関係)

つくば市の公共交通ネットワークにおける各種サービスの位置づけと役割は、「第 5 章の 5-2 節（地域公共交通ごとの役割・位置づけ）」に記載の通りです。

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割は次の通りです。

表 5-3 路線ごとの位置づけと役割

路線名等	位置付け・役割
筑波地区支線型バス 「つくばね号」	・ 地域内の日常生活に必要な交通機能 ・ 地域生活拠点等と集落地域等を結ぶ交通機能
桜川市コミュニティバス 「ヤマザクラ GO」	・ 市内交通結節点等と近隣自治体の交通拠点等を結ぶ交通機能
筑西市コミュニティバス 「筑西市広域連携バス」	・ 市内交通結節点等と近隣自治体の交通拠点等を結ぶ交通機能

(2) 地域公共交通確保維持事業の必要性

(要綱第 17 条 1 項 2 号関係)

いずれの路線も利用者負担のみでは事業費を賄えず、公的負担が必要です。市の負担軽減のために、補助金受給対象となる路線については、地域公共交通確保維持事業により国庫補助を受ける必要があります。各路線の運行の必要性については、つくば市地域公共交通計画で示している通りです。

(3) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

(要綱第 17 条 1 項 3 号関係)

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要を以下の通り示します。

表 5-4 路線ごとの事業及び実施主体の概要

路線名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行様態	補助支給自治体	運行事業者	実施主体(サービス設計をしている者)	国庫補助事業の活用
筑波地区支線型バス「つくばね号」	筑波ふれあいの里入口(つくば湯)	筑波交流センター	筑波中央病院	一般乗合旅客自動運送事業	路線定期運行	つくば市	新栄タクシー有限公司	つくば市	フィーダー補助
筑波地区支線型バス「つくばね号」	筑波山口	筑波交流センター	筑波中央病院	一般乗合旅客自動運送事業	路線定期運行	つくば市	新栄タクシー有限公司	つくば市	フィーダー補助
筑波地区支線型バス「つくばね号」	筑波ふれあいの里入口(つくば湯)	筑波山神社入口	筑波山口	一般乗合旅客自動運送事業	路線定期運行	つくば市	新栄タクシー有限公司	つくば市	フィーダー補助
桜川市コミュニティバス「ヤマザクラGO」	筑波山口	真壁城跡	岩瀬庁舎	一般乗合旅客自動運送事業	路線定期運行	桜川市	関鉄パールバス株式会社	桜川市	フィーダー補助
桜川市コミュニティバス「ヤマザクラGO」	筑波山口	地域医療センター	岩瀬庁舎	一般乗合旅客自動運送事業	路線定期運行	桜川市	関鉄パールバス株式会社	桜川市	フィーダー補助
桜川市コミュニティバス「ヤマザクラGO」	筑波山口	椎尾北	真壁城跡	一般乗合旅客自動運送事業	路線定期運行	桜川市	関鉄パールバス株式会社	桜川市	フィーダー補助
桜川市コミュニティバス「ヤマザクラGO」	筑波山口	雨引観音	岩瀬庁舎	一般乗合旅客自動運送事業	路線定期運行	桜川市	関鉄パールバス株式会社	桜川市	フィーダー補助
筑西市コミュニティバス「筑西市広域連携バス」	下館駅北口	明野支所	筑波山口	一般乗合旅客自動運送事業	路線定期運行	筑西市	関鉄パールバス株式会社	筑西市	フィーダー補助
筑西市コミュニティバス「筑西市広域連携バス」	下館駅北口	明野中学校東	筑波山口	一般乗合旅客自動運送事業	路線定期運行	筑西市	関鉄パールバス株式会社	筑西市	フィーダー補助

(4) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

(要綱第17条1項4号関係)

本計画の目標と評価指標は、「第5章の5-25節(計画目標と評価指標)」にて整理しています。また、桜川市と筑西市のコミュニティバスに関しては、各市の評価指標にて整理しています。

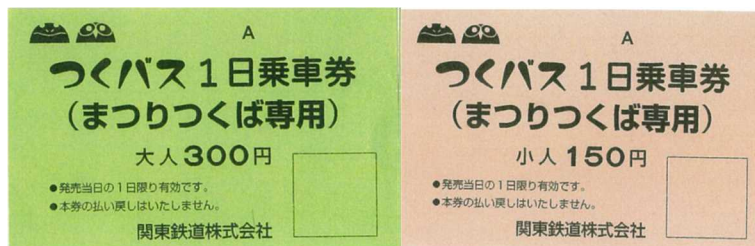
審議案件4

まつりつくばにおけるつくバス1日乗車券の割引販売について

毎年開催する「まつりつくば」開催日限定で、通常大人 500 円、小人 250 円で販売している「つくバス1日乗車券」を割引価格で販売することについて、審議を行うもの。

1 実施内容

- (1) 目的 「まつりつくば」開催日限定で「つくバス1日乗車券」の割引を行い、まつりつくば会場への来場手段としてつくバス利用をきっかけとした公共交通の利用促進につなげるとともに、会場周辺の渋滞緩和に努めることを目的とする。
- (2) 期間 毎年、8月第4週目又は第5週目の土曜日及び日曜日（まつりつくば開催日）
- (3) 料金 大人 300 円、こども 150 円（他のつくバス割引制度は併用不可）
- (4) 対象路線 つくバス全路線



2 その他

つくバス1日乗車券の割引販売の実績は、つくば市公共交通活性化協議会にて報告するものとする。

3 参考：まつりつくば1日乗車券利用実績

平成 30 年度			令和元年度			令和 5 年度		
開催日	大人	小人	開催日	大人	小人	開催日	大人	小人
8 月 25 日	435	88	8 月 24 日	379	71	8 月 26 日	469	103
8 月 26 日	348	81	8 月 25 日	267	44	8 月 27 日	303	71
合計	783	169	合計	646	115	合計	772	174
	952			761			946	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)は、まつりつくばを開催しておらず、つくバス1日乗車券の割引販売も実施していない。

つくバス 1 日乗車券（電子）の販売延長について （地域・観光型 MaaS 「ひたちのくに紀行」限定）

1 報告概要

JR 東日本水戸支社が実施する「ひたちのくに紀行」において、つくバス 1 日乗車券（電子）を 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間（土日祝日に限る）に限り販売していたが、JR 東日本水戸支社から通年販売の打診があったことから、令和 6 年 4 月 1 日以降は通年販売（「ひたちのくに紀行」限定で土日祝日に限る）となったことを報告するもの。

2 ひたちのくに紀行について

茨城デスティネーションキャンペーン（※）に合わせて、JR 東日本が提供する観光周遊の利便性向上を目的とした Web サービスで、茨城県を旅行する際に役立つ「観光情報の収集機能」「旅行計画に役立つ機能」を有しており、スマートフォン 1 つで観光周遊に最適な「交通系チケット」や「観光系チケット」、エキトマチケットの購入・利用ができる。

※デスティネーションキャンペーン（DC）とは、JR グループ 6 社（JR 北海道・JR 東日本・JR 東海・JR 西日本・JR 四国・JR 九州）と地域（県・市町村・地域観光事業者等）が一体となって行う国内最大規模の観光キャンペーン

3 つくバス 1 日乗車券（土日祝日限定）の電子チケットについて

販売方法：JR 東日本の Web サイト上で販売（電子決済）

金 額：大人 500 円 小人 250 円

使用方法：降車の際に、運転士に電子チケットを提示

※つくば市が実施している運賃割引制度との併用はできない。

ひたちのくに紀行 HP



つくば市公共交通活性化協議会運賃分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第10条の規定に基づき、つくば市公共交通活性化協議会運賃分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 分科会は、道路運送法第9条の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議する。

(組織)

第3条 分科会は道路運送法第9条第4項に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) つくば市
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）
- (3) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長またはその指名する者（以下「茨城運輸支局」という。）
- (4) つくば市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者

(役員)

第4条 分科会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人

2 役員は、前条第1項に基づき、つくば市を会長とし、副会長を茨城運輸支局とする。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 分科会の協議をするときは、道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

報告案件2

- 3 会議は構成員の過半数の出席をもって成立とする。なお、会長が認めた場合は、オンラインでの参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、構成員の自宅の一室又は会議室等、構成員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。
- 4 構成員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に申し出るにより、その属する団体から代理の者を出席させることができる。ただし、この場合において、構成員は当該代理者の者に対し、欠席する構成員の権限について委任状により委任を行うものとする。
- 5 緊急の議決を要する場合、非常事態等、構成員が一同に参集できない場合、または、各構成員から了承が得られている場合は書面による審議の上、書面表決にて決議する。
- 6 会議の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、成立しない場合においては多数決とし、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 7 会議は原則として非公開とし、独占禁止法に抵触しないように構成員を限定し一事業者毎に協議する。
- 8 会議での決定事項については、協議会に報告する。
- 9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年1月18日から施行する。

附則

この規約は、令和6年6月7日から施行する。

つくば市公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、つくば市役所内（つくば市研究学園一丁目1番地1）に置く。

（協議事項及び事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の協議及び業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態等に関すること。
- (2) 交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定、進捗管理及び変更の協議に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者

- (4) 茨城県知事の指名する者
 - (5) 茨城県警察つくば警察署長又はその指名する者
 - (6) 地区代表区長又はその指名する者
 - (7) 学識経験者
 - (8) 市長又はその指名する者
 - (9) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
 - (10) 一般社団法人茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会
 - (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、当該選任の日から当該会計年度の翌年度の3月末日までの期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 必要に応じ、委員の追加を行うことができる。なお、追加された委員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長1人
 - (2) 副会長2人
 - (3) 監事2人
- 2 役員は、前条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、互選によりこれを選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、これを相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立とする。なお、会長が認めた場合は、オンラインでの参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。

3 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に申し出ることにより、その属する団体から代理の者を出席させることができる。ただし、この場合において、委員は当該代理の者に対し、欠席する委員の権限について委任状により委任を行うものとする。

4 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 緊急の議決を要する場合、又は非常事態等、委員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第 9 条 協議会に提案する事項について調査、検討、協議をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃分科会)

第 10 条 運賃及び料金の設定又は変更に関する事項については、必要に応じ協議会に運賃分科会を置くことができる。

2 運賃分科会の組織、運営その他必要な事項は、道路運送法第 9 条第 4 項に基づき、会長が別に定める。

(選定委員会)

第 11 条 協議会が実施する事業について、事業者選定をする際は、必要に応じ協議会に選定委員会を置くことができる。

2 選定委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、つくば市都市計画部総合交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第15条 会議に出席した委員及び第7条第7項の規定により会議に出席した者、幹事会に出席した委員及び幹事会規程第5条第4項の規定により幹事会の会議に出席した者、運賃分科会に出席した委員並びに選定委員会に出席した委員は、会議開催場所である会議室に参集しての参加の場合に、各会議及び選定委員会への出席に係る報酬並びに費用の弁償を受けることができる。また、同会議にオンラインで参加した場合、もしくは書面による表決をした場合は、同会議への出席に係る報酬のみを受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) これに代わる対価を別に得ている場合

(2) 代理の者が会議に出席した場合

2 前項の報酬の額は、1回につき8,500円とし、費用の弁償の額は、1回につき2,000円とする。

3 前項の支給方法は、原則として現金による手渡しとし、オンラインによる参加、もしくは書面による表決の場合は、会議翌日以降の銀行振り込みも可能とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成21年2月24日から施行する。

附則

この規約は、平成21年7月1日から施行し、改正後の規定は平成21年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成 22 年 5 月 27 日から施行し、改正後の規定は、平成 22 年 5 月 6 日から適用する。

附則

この規約は、平成 23 年 5 月 25 日から施行し、改正後の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 26 年 5 月 27 日から施行し、改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 26 年 8 月 21 日から施行し、改正後の規定は、平成 26 年 6 月 28 日から適用する。

附則

この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附則

この規約は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。

附則

この規約は、令和 6 年 1 月 18 日から施行する。

協 議 結 果

■審議案件 1

令和 5 年度事業報告について

承認（全会一致）：承認する 34、承認しない 0

■審議案件 2

令和 5 年度歳入歳出決算について

承認（全会一致）：承認する 34、承認しない 0

■審議案件 3

つくばね号の令和 7 年度フィーダー系統補助事業計画申請について

承認（過半数以上の承認）：承認する 33、承認しない 1

いただいた御意見	・目的において、「つくタクでは、地区に合った移動ニーズには対応できておらず、また、費用対効果の課題も生じている。」としているが、現状、運行頻度やルート of の自由さでは劣り、年間収支率と事業効率性がつくタク平均より相当低くなっている点においては、これらの課題に応えることができていないため、実情に合わせた記載にしたほうがよいのではないかと。 ⇒いただいた御意見を参考に、別添のとおり資料を修正しました。 ・つくば市地域公共交通計画に定めた「利用者 1 人 1 回当たりの公的資金投入額(市負担額)」の 2024 年度目標 4,908 円は大きく思える。さらなる利用者増、経費削減の方策を望むと同時に、高齢化社会を見据え、必要な他の路線を模索・検討すべきと考える。 ⇒つくばね号については、引き続き沿線住民との意見交換を行い、利用促進策等を検討します。 また、今年度、来年度の 2 か年で「第 2 次つくば市地域公共交通計画」を策定するに当たり、今後の高齢化社会などを見据えながら持続可能な公共交通網を検討します。
----------	--

■審議案件 4

まつりつくば 2024 におけるつくバス 1 日乗車券の割引販売について

承認（全会一致）：承認する 34、承認しない 0